

2 5 陳 情 第 1 号	市民後見人の養成に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 5 年 1 月 3 0 日受理、平成 2 5 年 2 月 2 5 日付託
陳 情 者	新宿区河田町_____

(要 旨)

新宿区において、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者のための成年後見制度について、意欲ある幅広い新宿区民が市民後見人として制度に参画できるよう、以下のことを実現してください。

- 1 新宿区独自の市民後見人養成講座を実施すること。
- 2 上記講座を実施するまでの間、東京都の後見人養成講座への受講生決定に関し、現在の内部推薦に併せて、幅広く区民から公募する仕組みを採用すること。
- 3 以上の企画に当たっては、これまでの新宿区の各種取組の先駆性を踏まえ、創意工夫ある仕組みとすること。

(理 由)

- 1 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）平成 2 1 年 1 2 月推計』によれば、高齢者の単身世帯の比率は、東京都は全国平均に比べて、現在も将来も高いこと（2 0 0 5 年から 2 0 3 0 年にかけて、全国は 2 8 . 5 % から 3 7 . 7 % へ、東京都は 3 5 . 6 % から 4 2 . 6 % へと増加）。大都市新宿では、こうした傾向が一層顕著と思われること。
- 2 現在、後見人等の多くが親族によって担われているが、今後の新宿区の高齢単身世帯の増加を踏まえると、第三者後見人が従来以上に必要となることが予想される。しかし、専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士）の量的制約もあり、市民後見人の存在がこれまで以上に重要であること。
- 3 こうした状況も踏まえ、平成 2 4 年 4 月に施行された改正老人福祉法第 3 2 条の 2 は、成年後見等に係る体制の整備等に関する区市町村の努力義務として、成年後見等を担う人材の育成及び活用を図るための研修の実施を規定していること。
また、平成 2 4 年 6 月に成立した障害者総合支援法第 7 7 条においても同様の趣旨を規定していること。
- 4 新宿区においても、既に同様の見解と方向性を示していること。例えば『新宿区高齢者保健福祉計画（平成 2 4 ～ 2 6 年度）』の「施策 1 3 権利擁護・虐待防止の推進」の中では、市民後見人の持つ「専門職とは異なる身近な関係を活かした支援やきめ細かな対応」に言及するとともに、今後の課題と方向性として「市民後見人を育成して

いく」、「市民後見人の活用を推進する」を掲げていること。

- 5 また、新宿区の成年後見センターを受託運営する新宿区社会福祉協議会の『経営計画2009～2013』の中では、「計画事業と5年間の実施目標」として「後見人養成講座の検討」を課題として掲げていること。
- 6 現在、新宿区では、市民後見人の養成について、東京都が実施する養成講座を活用するにとどまっているが、世田谷区はじめ5区市においては独自に養成研修を実施するなど、先駆的に取り組んでいること。
- 7 また、新宿区では、東京都が実施する養成講座への受講生決定において、新宿区社会福祉協議会の内部推薦等の方式を採用しているため、意欲ある幅広い区民の参加ができない仕組みとなっていること。
- 8 これまで新宿区は、高齢者のための地域包括支援センター相談員を増員するなど、独自の様々な取組を進めてきているが、本件についても、創意工夫ある取組を期待する。あくまで参考ではあるが、一例としては以下のとおりであること。
 - ・真に意欲ある受講生を募集する観点から、各種審議会等の公募委員を選抜する際と同様の事前レポートの義務付け、相応の受講料を徴収すること等を検討することを提案したいこと。
 - ・同時に、効果・効率性の観点から、他自治体との共同実施による方法、他の諸団体・諸機関等の取組との連携、養成課程における成年後見センターでの体験実習、講座修了後の同センターにおけるOJTの実施と後見活動に対する支援機能、講座修了生の積極的活用（地域福祉権利擁護事業の生活支援員への活用や、同センターが法人後見を行う場合の履行補助者としての活用等）も検討することも提案したいこと。